

江戸時代の貨幣と人々の暮らし

わが国においては、18世紀半ば頃から、都市部だけではなく、農村部の人々にも広く貨幣経済が浸透していったといわれる。関東地域でも、特産品生産や地場産業が勃興する中、河川舟運網や街道を通じて、「ひと」「もの」が移動し、江戸との間での密接な経済活動が繰り広げられた（「江戸地廻り経済」）。こうした動きは、人々の間での「お金」の支払いが、日常的になされるようになったことにほかならない。

現代において、「お金」とまったく関わらずに暮らせる人は、一人としていない。では、江戸時代はどうだったのだろうか。答えは、津々浦々のさまざまな人がお金に関わり、それに左右されながら暮らしていたといってよからう。「読み書き・そろばん」を寺子屋で学んだことは、よく知られる。このことは、「お金」のやりとりがなされ、そのことを記す古文書が数多く伝存する事実と無縁ではない。金額の計算ができ、その情報を書面に記し、その内容をお互いに理解できる素養があったからこそ、支払決済が確実にできたのである。また、金属でできた貨幣を安全・効率的に運ぶ輸送手段などのインフラが整い、お互いに「お金」をやりとりできる社会の仕組みが整っていることが、安心して「お金」の授受ができる前提でもあった。この展示会では、こうした社会的・文化的な条件を整えつつ、経済成長していった時期に、人々が「お金」との

関わりを深めていた一端を、慶應義塾大学文学部古文書室（以下、古文書室という。）が所蔵する関東農村部の古文書をもとに紹介するものである。

今回の展示では、「お金」と暮らしの関わりを、5つのテーマに分けて提示する。テーマ1は、金貨・銀貨・銭貨から構成された「江戸時代の貨幣 三貨制度」。テーマ2は、幕府が設定した「貨幣の単位」。テーマ3は、「お金」で納める貢租など「村人の義務」。テーマ4は、人々が「働く・稼ぐ」。テーマ5は、貨幣経済が浸透した背景「関東地域の経済活動」である。

古文書室が所蔵する史料群は、本学における経済史・経済思想史研究の土台を作った野村兼太郎博士（生没年：1896年 - 1960年）が収集したコレクションである。そのため、どの1点を取り上げても、何らかの形で「お金」と関わる面がある。そうした中、江戸時代の「お金」をより身近に感じ取ってもらえるよう、今回の展示では、高校の教科書などで誰もが学んだ歴史的な事柄や現代に名残のある地名などにまつわる古文書を盛り込むこととした。

日々「お金」に泣き笑いしていた人たちの息づかいを醸し出す古文書を通じ、徳川時代の貨幣経済が、今日の私たちの暮らしの土台となっていることを、体感していただけたら幸いです。

「江戸時代の貨幣と人々の暮らし」展 図録

主催 | 慶應義塾大学文学部古文書室、慶應義塾大学アート・センター

協力 | 慶應義塾大学三田メディアセンター

監修 | 井奥成彦（慶應義塾大学文学部教授、同学部古文書室長）

企画 | 藤井典子（慶應義塾大学文学部非常勤講師、同大学文学部古文書室調査員）

解説執筆 | 藤井典子（展示趣旨・テーマ1）、井奥成彦（テーマ2・5）、重田麻紀（慶應義塾大学文学部古文書室調査員、テーマ3）、倉持隆（慶應義塾大学三田メディアセンタースペシャルコレクション担当、テーマ4）

史料撮影 | 重田麻紀

発行 | 慶應義塾大学文学部古文書室、慶應義塾大学アート・センター

2019年1月21日 初版発行

出品リスト

テーマ1 江戸時代の貨幣「三貨制度」

1-1	武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家	覚（火之元用心、古金銀引替、博奕の触書に付請書）	元禄 15（1702）年 2月 21日	一紙
1-2	武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家	金銀吹直之儀付御書付四通	正徳 4（1714）年 5月 15日	縦帳
1-3	武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家	覚（吹改候金銀引替等の儀に付触廻状請書）	元文元（1736）年 5月	一紙
1-4	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	亥ノ御年貢納目録	宝暦 5（1755）年 12月	一紙
1-5	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	先納金證文之事	安永 10（1781）年 3月	一紙
1-6	武蔵国 都筑郡 大堀村 平沼家	御廻状写（南鐐銀通用に付）	文政 12（1829）年 7月	一紙
1-7	武蔵国 北足立郡芝村 平井家	覚（金子書上）	（年代不詳）	一紙
1-8	武蔵国 多摩郡 沢井村 瀧嶋家	（金銀改鋳等に関し廻状控）	酉（天保 8、1837）年	冊子

テーマ2 貨幣の単位

2-1	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	覚（勝手向暮方月割金の儀に付）	文政 11（1828）年 11月	一紙
2-2	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	下知（当暮養子持参金残金催促に付）	文政 12（1829）年 12月	一紙
2-3	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	下知書（西丸普請金に付）	天保 9（1838）年 4月	一紙
2-4	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	質地證文之事	享和元（1801）年 2月	一紙
2-5	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	明治九年租税皆済取立帳	明治 10（1877）年 1月	横帳
2-6	武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家	辰二月小金井筋大將様御成御用留	辰（天保 15、1844）年 2月	小横帳
2-7	武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家	巳三月小金井筋民部卿様御出御用留	弘化 2（1845）年 3月	小横帳
2-8	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	辰ノ年傍示堂村田畑御年貢上納可仕目録	正徳 2（1712）年 12月 15日	一紙
2-9	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	安永九年子ノ十二月吉日両方年貢請取差引覚	安永 9（1780）年 12月	横帳
2-10	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	當卯田方御年貢買納代取立帳	天保 2（1831）年 10月 27日	横帳

テーマ3 村人の義務

3-1	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	享保十八年丑ノ十月日縣様方国役掛り割合	享保 18（1733）年 10月	横帳
3-2	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	兩御方御年貢取立帳	文政 10年（1827）年 11月	横帳
3-3	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	兩御方御年貢請取帳	安政 6（1859）年 6月	横帳
3-4	武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家	乙亥租税皆済取立帳	明治 8（1875）年 12月	横帳

テーマ4 働く 稼ぐ

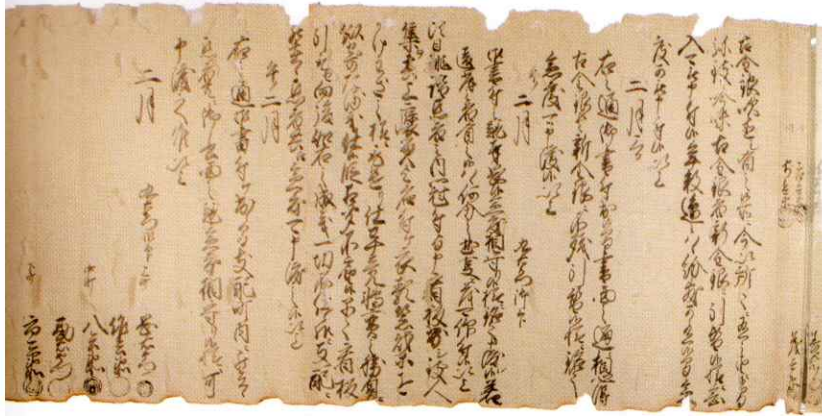
4-1	武蔵国 多摩郡 馬橋村 大谷家	板橋宿御伝馬雇揚銭取集帳	文化 3（1806）年 7月	横帳
4-2	下総国 葛飾郡 大畔新田 秋元家	日光御参詣ニ付古河御泊城御賄働人足雇銭内割之帳	天保 14（1843）年 4月 6日	横帳
4-3	武蔵国 葛飾郡 新井村	覚（御伝馬雇出賃請取に付）	丑年 3月 24日	一紙
4-4	武蔵国 葛飾郡 新井村	覚（箱館其他臨時一式雇出賃請取に付）	文久 2（1862）年閏 8月 27日	一紙
4-5	武蔵国 葛飾郡 下高野村 大島家	御伝馬一条村々請印帳	明治元（1868）年 11月 1日	小横
4-6	武蔵国 足立郡 染谷村 守富家	松平陸奥守様御手傳耕地開墾御普請皆出来連判帳	明和 4（1767）年 6月	横帳
4-7	武蔵国 足立郡 染谷村 守富家	傳右川浚入用帳	天保 4（1833）年 2月	横帳
4-8	武蔵国 足立郡 染谷村 守富家	天久保用水路御普請金御手形之写	弘化 4（1847）年	縦帳
4-9	武蔵国 多摩郡 沢井村 瀧嶋家	飢人数書上帳	天保 8（1837）年正月	縦帳
4-10	武蔵国 多摩郡 沢井村 瀧嶋家	御救金請取帳	天保 8（1837）年 2月	縦帳

テーマ5 関東地域の経済活動

5-1	武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家	（銭買置仕他国へ舟廻等致間敷候儀に付触請書）	正徳 2（1712）年 12月	一紙
5-2	武蔵国 荏原郡 三大森村 田中家	乍恐以書付申上候（舟役仰付書付）	享保 20（1735）年 4月	一紙
5-3	下総国 葛飾郡 三ツ堀村 増田家	（封題）伊奈右近將監様御役所江納候流作場御年貢并河岸問屋株運上永上納御請取	寛政 4（1792）年 4月	綴
5-4	武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家	覚（木場河岸にて材木舟賃請取に付）	亥 1月 21日	一紙
5-5	武蔵国 足立郡 染谷村 守富家	見沼筋河岸々々俵物江戸運送高書上控	天保 7（1837）年	縦帳
5-6	武蔵国 葛飾郡 藤塚村 遠藤家	覚（味噌等運送に付船賃請取）	寅 12月 14日	一紙
5-7	武蔵国 足立郡 染谷村 守富家	差上申済口證文之事（長芋一件に付）	不詳	一紙
5-8	武蔵国 児玉郡傍示堂村 内野家	質地畑證文之事	文化 2（1805）年 12月	一紙

江戸時代の貨幣 「三貨制度」

1



1



2



3



1 覚(火之元用心、古金銀引替、博奕の触書に付請書)

武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家
元禄 15 (1702) 年 2 月 21 日 一紙

元禄改鋳(「古金銀吹直」)による新金銀貨(元禄金銀)が発行されてから7年が経過した時点で、市に残っている古金銀(慶長金銀)を新金銀に引替えるよう申し渡されたことに関する、武蔵国豊島郡角筈村(現 東京都新宿区)の請書。この改鋳は、第五代將軍徳川綱吉の治世下、荻原重秀の意見を取り入れて、実施された初めての改鋳。初代將軍徳川家康が発行した慶長金銀を回収し、品位を下げる改鋳を実施することで、貨幣の数量を増やすとともに、鋳造益を財政収入として獲得する効果があったとされる。

2 金銀吹直之儀付御書付四通

武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家
正徳 4 (1714) 年 5 月 15 日 縦帳

正徳 4 (1714) 年に発出された貨幣改鋳関係の触書等を手控えた角筈村の記録。「金銀之品、慶長の法のこくになし返たるべき事に議定せられ」と記される。家康が発行した良質の慶長金銀貨の品位に戻す方針を幕府が決定したとの情報が、こうした書付によって村人たちに伝わっていたことがわかる。

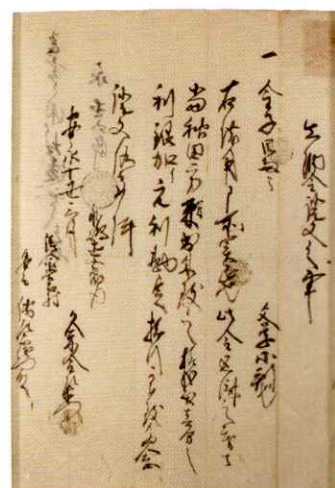
3 覚(吹改候金銀引替等の儀に付触廻状請書)

武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家
元文元 (1736) 年 5 月 一紙

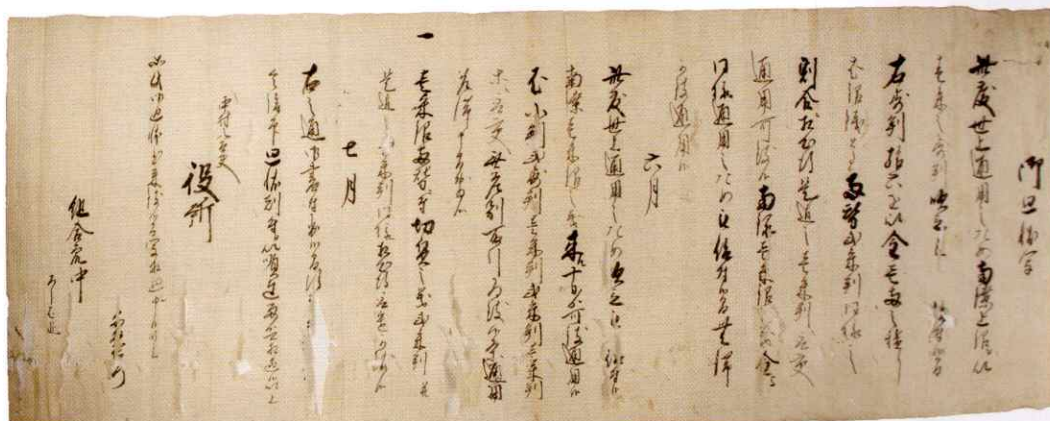
徳川吉宗の治世下、元文元 (1736) 年に実施された金銀改鋳に関する触書を書き写し、角筈村内で回覧のうえ連判を付した請書。「世上金銀不足二付通用不自由」となった状況を打開すべく、「員数之儀は引替金百両二付増歩六拾五両ツツ」とし、貨幣の流通数量の増加を図った趣旨のほか、引替場所が「金座」「銀座」であること、金銀貨の取集めに関わる両替商の名称・所在などが、村内に周知された。この書面には、年寄ほか 198 名の連判が付されている。



4



5



6

4 亥ノ御年貢納目録

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
宝暦 5 (1755) 年 12 月 一紙

宝暦 5 (1755) 年の年貢の上納目録。この当時、武蔵国児玉郡傍示堂村（現 埼玉県本庄市）では、年貢金納が日常化しており、各種の貨幣が浸透していたことがわかる。たとえば、「金壹両壹分ト銀（びた）八百廿五文」との文言は、小判（金 1 両）・壹分金（金 1 分 = 金 4 分の 1 両）・寛永通宝（銭）825 枚 相当の貨幣を納めたことを示している。

5 先納金證文之事

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
安永 10 (1781) 年 3 月 一紙

いわゆる「田沼時代」に傍示堂村で作成された年貢金納の証文。「金子四両也文字小判也」と記される。「文字小判」は、元文元 (1736) 年に発行された小判（元文小判）を意味し、文政改鑄の時期まで、80 年以上流通した。

6 御廻状写 (南鐐銀通用に付)

武蔵国 都筑郡 大柵村 平沼家
文政 12 (1829) 年 7 月 一紙

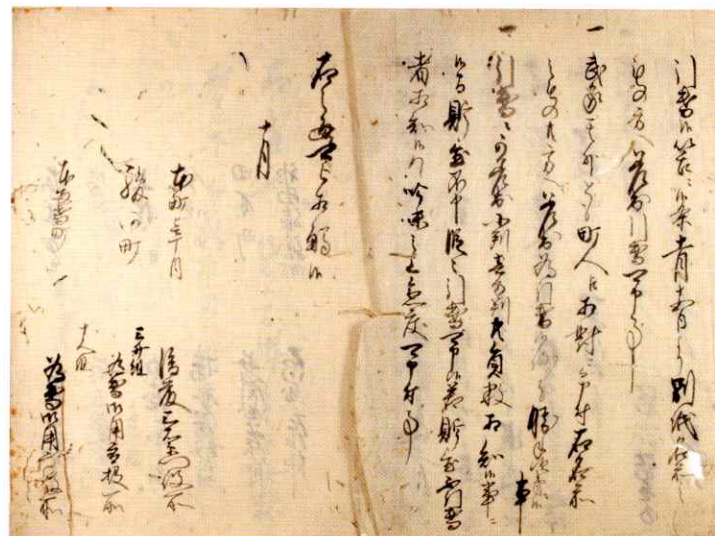
「此度世上通用之ため 南鐐（良質の銀）上銀ヲ以老朱之歩判吹立被仰付」と記される。文政南鐐老朱銀の発行・流通について、武蔵国都筑郡大柵村（現 神奈川県横浜市都筑区）内に書面で周知した廻状の写。



7



8



7 覚(金子書上)

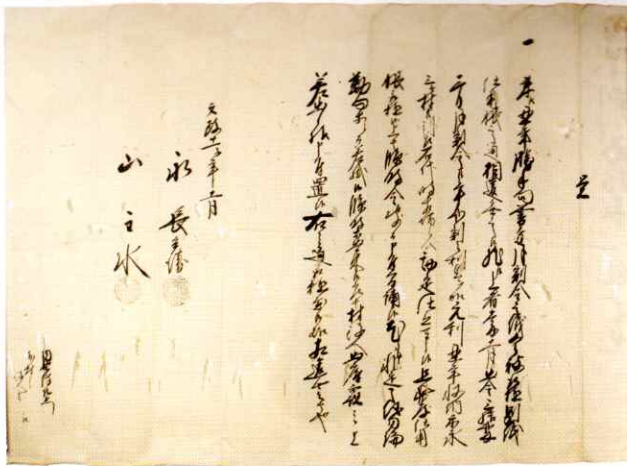
武蔵国 北足立郡 芝村 平井家
(年代不詳) 一紙

金貨の額面(両・分・朱)を有する貨幣(「金子」)125両について、種類別に内訳を書き上げた書面で、武蔵国北足立郡芝村(現 埼玉県川口市)の年寄平井家に伝存したもの。「小判五拾両 但シ 壹包」「小粒(一分金の俗称)貳拾両 但シ 拾両ツ、貳包」といった記述からは、金貨を両替商などが和紙で包み封印した「包み金」の形態で所持されていたことがわかる。また、「南鐐(良質の銀の意味)」「貳分判」といった文言からは、文政期に発行された計数貨幣(文政南鐐二朱銀・一朱銀、文政真文・草文二分金など)との関連性が推測される。

8 (金銀改鑄等に関し廻状控)

武蔵国 多摩郡 沢井村 瀧嶋家
西(天保8、1837)年 冊子

天保8(1837)年に新規発行された「五両判」が、同年11月1日から通用開始する旨、武蔵国多摩郡沢井村(現 東京都青梅市)内に周知した廻状の控。「五両判」とは、額面5両の小判型金貨。老中水野忠邦と懇意であった金座御金改役・後藤三右衛門の働きによって発行が実現した。この金貨は、天保期にのみ発行された。



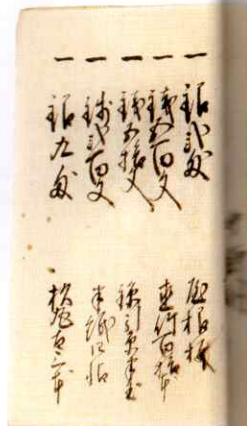
1



2



3



1 覚（勝手向暮方月割金の儀に付）

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
文政 11 (1828) 年 11 月 一紙

「勝手向暮方月割金」32 両 3 分を年 2 割の利息で領主が武蔵野国児玉郡傍示堂村から借用し、翌年の収納米永から石代時相場を以て差引するという内容の史料である。近世後期の領主の財政難の一端を示す文書である。

2 下知（当暮養子持参金残金催促に付）

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
文政 12 (1829) 年 12 月 一紙

領主の永嶋長兵衛（旗本）から傍示堂村名主伝左衛門に対し、養子縁組の持参金 50 両のうち半分を請け取ったが、それでは足りず、「収納米相場違之金等」を出さなければ越年できないとしている。19 世紀も過ぎるとどこの領主も財政難になるが、養子に出す場合の持参金も有力農民に頼るようになっていたという事例である。

3 下知書（西丸普請金に付）

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
天保 9 (1838) 年 4 月 一紙

領主の永嶋藤五郎用所から傍示堂村他 2 か村に江戸城西丸炎上普請金として高 100 石に付金 2 両ずつ、計金 10 両を上納することを命じたものである。

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
享和元(1801)年2月 一紙

質地証文、すなわち土地を質に入れて金 1 両 2 分 2 朱を借用した証文である。「弍朱」は計数銀貨の普及を想起させる。金貨の単位を持った計数銀貨は、いわば銀を素材とした金貨ともいえるべきもので、関東は基本的に「金遣い」だったのである。



武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
明治10(1877)年1月 横帳

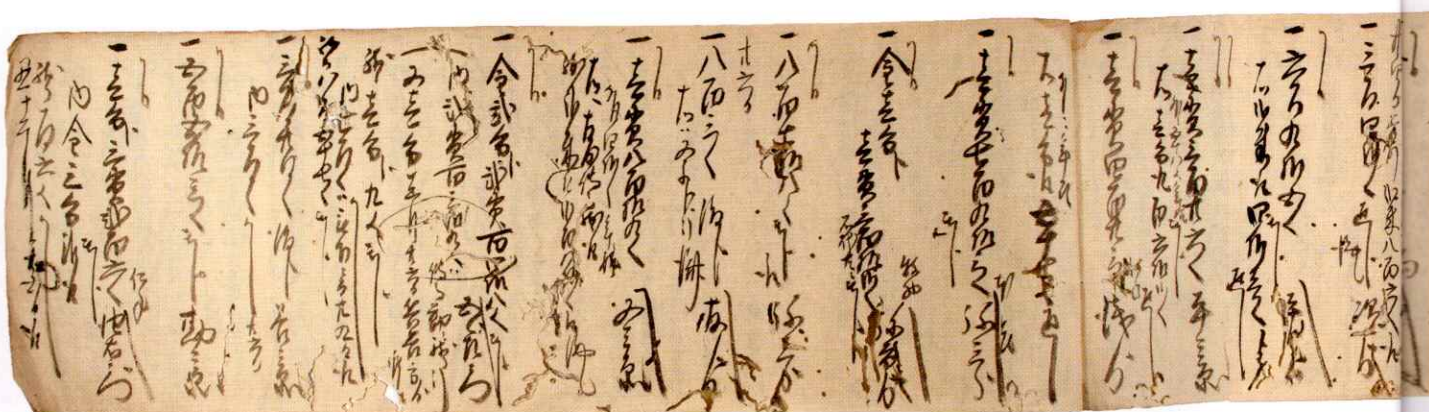
武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家
辰(天保15、1844)年2月 小横帳

明治初期の村内での租税の取立帳であるが、この段階でも「永」で計算し「鏹」で受け取るという、江戸時代的な取り立てを行っていたことがわかる。しかしその後の集計では「円」「銭」「厘」の記述に変わっており、近世・近代の貨幣制度過渡期の状況が窺える。

12代将軍家慶世嗣・家定の御成の際の御用留である。御成の行程などとともに、経費として村や町に金を渡した記述があり、御側衆・奥向衆御休息所に「金三百疋」、御用掛衆御支度所に「金貳百疋」などとあるように、「疋」が単位として用いられている。これは褒賞などに用いられた単位で、1両が金400疋に相当した。



7



7 巳三月小金井筋民部卿様御出御用留

武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家
弘化 2 (1845) 年 3 月 小横帳

一ツ橋民部卿お出かけの際の御用留である。必要な物資、人足などに支出した費用は「文」建てであったことがわかる。

8 辰ノ年傍示堂村田畑御年貢上納可仕目録

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
正徳 2 (1712) 年 12 月 15 日 一紙

傍示堂村から上納する年貢の目録である。史料中に「鑑」という文言が見られる。この時期の銭は青銅の良質の銭であるが、「永」という計算単位表示と区別し、実物銭貨を「鑑」と表記したのであって、決して悪質の銭という意味ではない。年貢の上納に銭が授受されたことがわかる。





8

9 安永九年子ノ十二月吉日両方年貢請取差引覚

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
安永 9 (1780) 年 12 月 横帳

村内での年貢金集金の帳簿である。ところどころ「弍朱」の記載が見られ、明和 9 (1772) 年に発行された南鐐二朱銀が村レベルでも使われ始めていることが窺える。「弍朱預り」「弍朱取」といった記述も見られる。

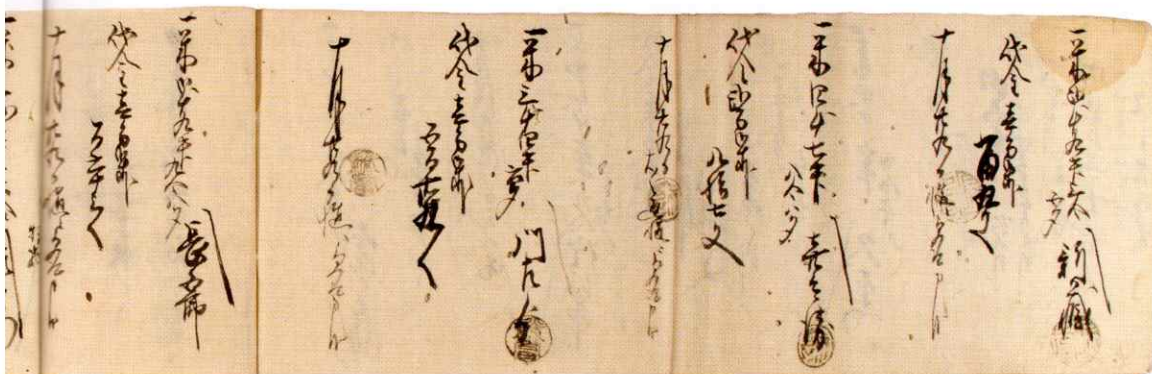


9

10 當卯田方御年貢買納代取立帳

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
天保 2 (1831) 年 10 月 27 日 横帳

文政一朱金発行後の時期の史料で、冒頭に換算相場の記述があり、「両二七斗五升かへ、銭六貫七百文」(1両は米7斗5升相当、銭6700文相当の意)となっている。この時代は計数銀貨がかなり普及していた時代で、「弍朱」とあるところは弍朱銀で支払われていた可能性が高い。また、真鍮製の四文銭も普及しており、少額の支払いは一文銭と併せて用いられていた。表面は同じ「寛永通宝」の銭銘でも、大きさが大きいのと、裏面に吉祥文様「青海波」があることで、当時の人々は「四文銭」であると識別したのである。「米三斗四升六合九勺 彦右衛門 代金 壱分弍朱五百八十三文 内 壱分弍朱壱朱取 外 百七十一文 十一月三日受取不残相済申候」とあるのは、1分2朱と583文のうち1朱が支払われ、583文-1朱=171文が残っていたが、それも11月3日に支払われたことを意味している。



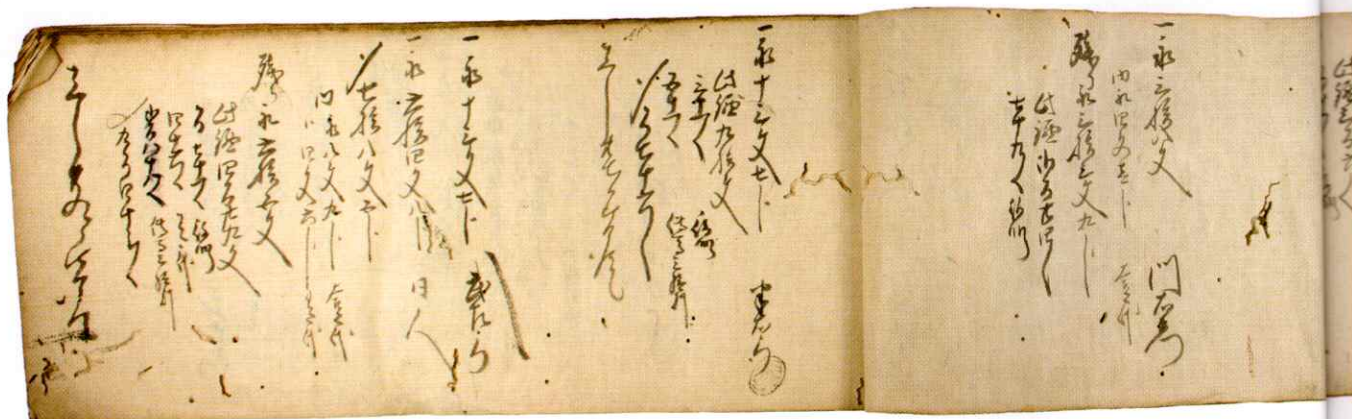
10

3

村人の義務



1



2

1 享保十八年丑ノ十月日縣様方国役掛り割合

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
享保 18 (1733) 年 10 月 横帳

傍示堂村の内野家は、村内の旗本領（永嶋家・縣家）の名主を兼帯していた。本史料は内野家に残されたもので、縣家領に対する国役金の割り当てを記したものである。国役金は、享保 5 (1720) 年に徳川吉宗により恒常的な制度として導入され、河川普請などのための費用を農民たちが負担することになった。表紙には負担率が「忝反二付 廿文掛り」と記され、文建てで 60 名程に配分された。村内では主に銭貨で集金されている。

2 兩御方御年貢取立帳

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
文政 10 年 (1827) 年 11 月 横帳

年貢取立帳とは、年貢の割付を基に村方で個人別の負担率を換算した台帳である。負担額が「永」で記され、その下に負担者の名前と内訳（大豆代、わた代、など）が記される。「鋸」への換算も記されているが、銀貨の単位は確認されず、関東は金遣い圏であったこと、計数銀貨の普及などがわかる。



3 両御方御年貢請取帳

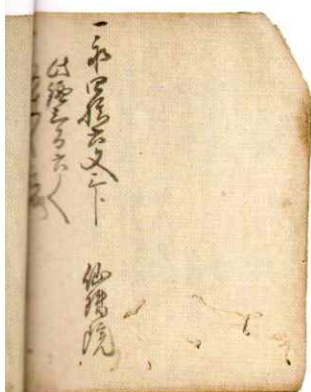
武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
安政 6 (1859) 年 6 月 横帳

年貢の村内での集金状況（年月日、集金額、集金対象者）を示した文書。安政 6 (1859) 年から明治 9 (1876) 年までが記載されている。授受確認を示す割り印や朱点が施され、実際の貨幣数量と照合した帳面。貨幣の単位には朱や文が使用されており、明治期に入っても記載内容に変化はない。

4 乙亥租税皆済取立帳

武蔵国 児玉郡 傍示堂村 内野家
明治 8 (1875) 年 12 月 横帳

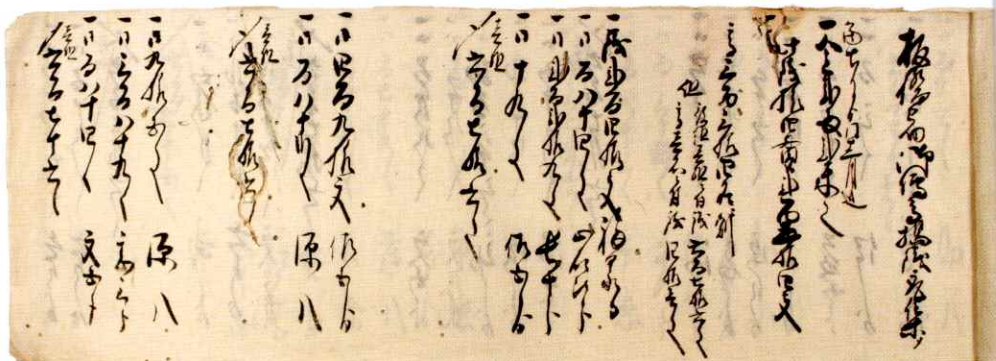
年貢取立帳と同様に、租税の個人別負担額を記した台帳である。明治 4 年には新貨条例が発布され、貨幣の基準単位を「円」とし、補助単位を「銭」「厘」とする十進法が採用されているにもかかわらず、4 年後の明治 8 年においても、租税の取り立てに永勘定や鰹が用いられていることが分かる。負担額、負担者の名前と内訳（村費など）、鰹への換算が記されている。



4

働く 稼ぐ

1



3



2



1 板橋宿御伝馬雇揚銭取集帳

武蔵国 多摩郡 馬橋村 大谷家
文化3 (1806) 年7月 横帳

江戸四宿の一つ中山道板橋宿の伝馬を雇うための銭を取り集めた際の記録。文化3 (1806) 年7月～12月までの伝馬雇上げに必要な2両2朱について、銭に換算して村内百姓から取り集めた様子がうかがえる。役組1組につき銭676文、百姓の持高1石につき41文の割合で課され、総額14貫264文が集められた。馬橋村 (現 東京都杉並区) は従来甲州街道中野宿の定助郷の村であったが、享和3 (1803) 年より、休役を願い出た高円寺村 (同) の代助郷として板橋宿の人馬役を課されていた。

2 日光御参詣二付古河御泊城御賄働人足雇銭内割之帳

下総国 葛飾郡 大畔新田 秋元家
天保14 (1843) 年4月6日 横帳

天保14 (1843) 年12代将軍徳川家慶が徳川家康の廟所である日光東照宮に参詣するにあたり、日光街道の途上、古河城 (現 茨城県古河市) に宿泊した際にかかった人足賃の割り当て (金2両) を銭貨で支払ったことを示す記録。天保の日光社参は老中水野忠邦が主導し、将軍権力の誇示と発揚を目的として壮大に行われたため、沿道村々の助郷負担も増大した。ここでは持高1石あたり243文7分5厘の分担であったことがわかる。本史料に記載された「鏝」は実物銭貨を示す文言であり、幕末期になると鉄銭のことを「鏝」と記すことがあった。

3 覚 (御伝馬雇出賃請取に付)

武蔵国 葛飾郡 新井村
丑年3月24日 一紙

「伝馬雇出賃」が銭で支給されたことを示す史料。新井村 (現 埼玉県久喜市) は日光街道栗橋宿と中田宿 (現 茨城県古河市) に助郷の出役をしていたが、栗橋宿の助郷惣代である五郎左衛門が新井村の村役人から伝馬を雇うための銭13貫400文を受領したことを示す覚書である。

4 覚 (箱館其他臨時一式雇出賃請取に付)

武蔵国 葛飾郡 新井村
文久2 (1862) 年閏8月27日 一紙

箱館警衛など臨時に課された雇出賃の請取証文。日米和親条約締結による開国の翌年、安政2 (1855) 年に開港した箱館は幕府の箱館奉行が置かれ、北海道における欧米列強との接触・交渉や蝦夷地警衛の中心地であった。本証文では金7両3分2朱と172文を新井村の村役人より、栗橋・中田宿の助郷惣代長左衛門ほか2名が受け取っている。



4



5



6



7

5 御伝馬一条村々請印帳

武蔵国 葛飾郡 下高野村 大島家
明治元 (1868) 年 11 月 1 日 小横

維新政府の治世、村々の宿駅人馬負担に関する史料。「奥羽御出陣之御官軍御凱陣」に対応するため、宿駅における人馬継立が急増し、その対応策として従来の仕法に関係なく定助郷・加助郷の村々が平等に人馬を負担するよう通達が出された（史料には「太政官白川口会計官并仙台御在中会計官」の文言も見られる）。本史料は村々が通達を了承したことを示す請印帳。史料後半には負担すべき人馬数と負担金額が「金」建てで記載されている。

6 松平陸奥守様御手傳耕地開堤御普請皆出来連判帳

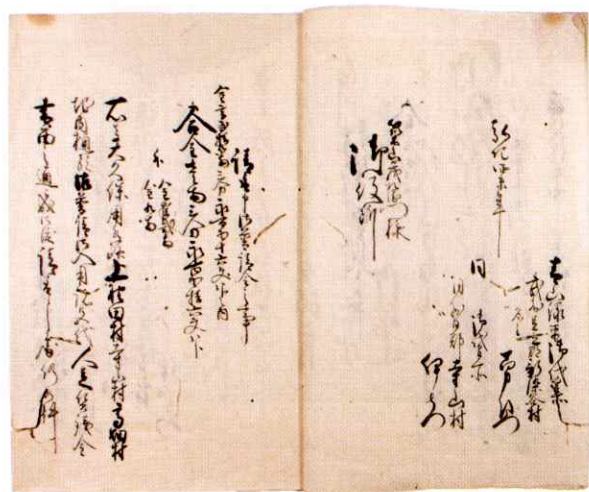
武蔵国 足立郡 染谷村 守富家
明和 4 (1767) 年 6 月 横帳

田沼期の御手伝普請に関する史料。御手伝普請は大名課役の一つで、明和 4 (1767) 年関東河川浚いの普請は、仙台藩主伊達重村と広島藩主浅野重晟の 2 大名が命じられた。本史料は松平陸奥守（伊達重村）により水損していた耕地・堤の修築工事が完了したことを証した村方三役・百姓による連判帳であり、災害復興の普請工事の際に労賃払いなどの銭貨需要が発生していたことがわかる。中井信彦氏の研究では、この御手伝普請が銭貨増発の契機と推測されている。（明和 5 年真鍮四文銭の発行など）。

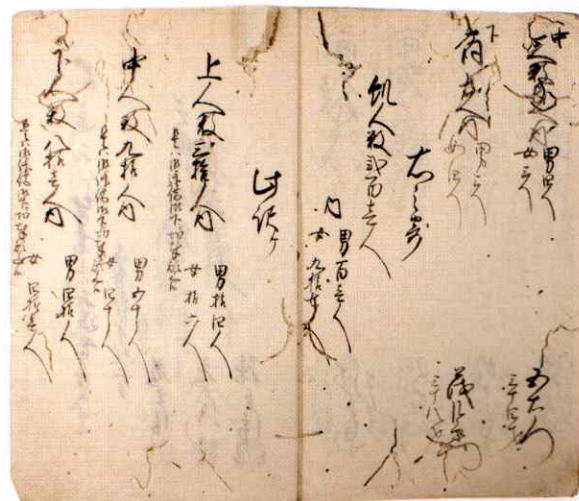
7 傳右川浚入用帳

武蔵国 足立郡 染谷村 守富家
天保 4 (1833) 年 2 月 横帳

川浚いの公共事業時に必要とされた賄いや諸雑費の品目、値段を書き上げた記録。「文」建てで記されている。「炭炭俵」「くず」「とうふ」「蓮根」「たまご」「醤油老舂」「椎茸」「わかめ」「酢」「蠟燭」「奈良漬」「梅干」「くわし」「菓子」「上酒老舂」「半紙老状」「鯉節」「みりん」「午房」「みつば」「里芋」等、多種多様な品物が書き上げられ、関東地域における近郊野菜や醸造製品の普及がうかがえる。また、白米と人足は別立てで記載されている。



8



9



10

8 天久保用水路御普請金御手形之写

武蔵国 足立郡 染谷村 守富家
弘化 4 (1847) 年 豎帳

綾瀬川流域を灌漑する天久保用水の樋類普請における諸費用・人足賃請取を示す史料。流域にある新染谷村・寺山村（現 さいたま市緑区）の名主が代官築山茂左衛門から受け取った内借金から残金までの請取手形 6 通がまとめて写されている。「合金壹両三分 永百五拾六文八分」のように両建てで記されており、村役人が金貨で受け取り、人足に渡す際には銭貨で配分したと見込まれる。

9 飢人数書上帳

武蔵国多摩郡 沢井村 瀧島家
天保 8 (1837) 年正月 豎帳

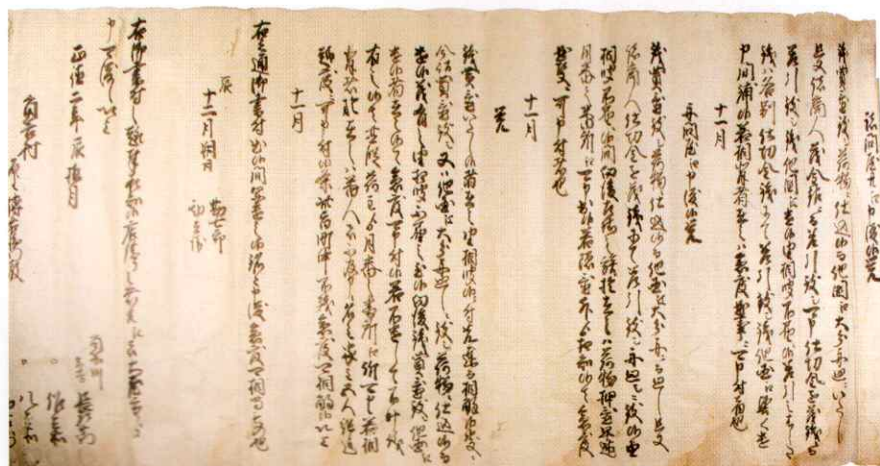
天保の大飢饉に際し、御救金の対象となる村内の飢人数を書き上げたもの。天保 4 (1833) 年から同 7 年にかけて、度重なる天候不順や冷害、暴風雨等に見舞われたことにより全国的な大飢饉となった。沢井村（現 東京都青梅市）では天保 8 年正月の段階で、上分・中分・下分合わせて飢人が 201 名に上り、いずれも拝借金の「御下ヶ切」（返済免除）を願い出ている。翌月、沢井村には金 9 両の御救金が支給された。（「御救金請取帳」参照）

10 御救金請取帳

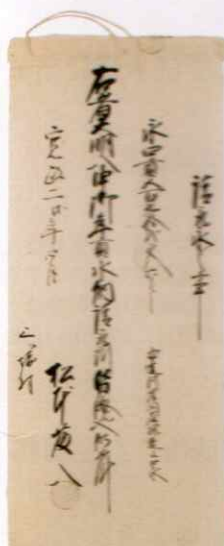
武蔵国多摩郡 沢井村 瀧島家
天保 8 (1837) 年 2 月 豎帳

「飢人数書上帳」が提出された翌月、代官山本大膳役所より沢井村を含む 8 ケ村へ御救金 72 両が支給された。本史料はその請取帳で、8 ケ村の村役人が署名・押印している。8 ケ村には最多で 18 両、最少で 3 両 2 分の御救金が支給された。末尾に御救金拝領に関わる江戸出府入用について、費用を 8 ケ村で分担する旨の記載がある。合計金 3 分 3 朱を 1 ケ村あたり 601 文ずつ負担したことが示されており、御救金拝領の過程における諸経費の精算においても貨幣のやり取りが生じていたことがわかる。

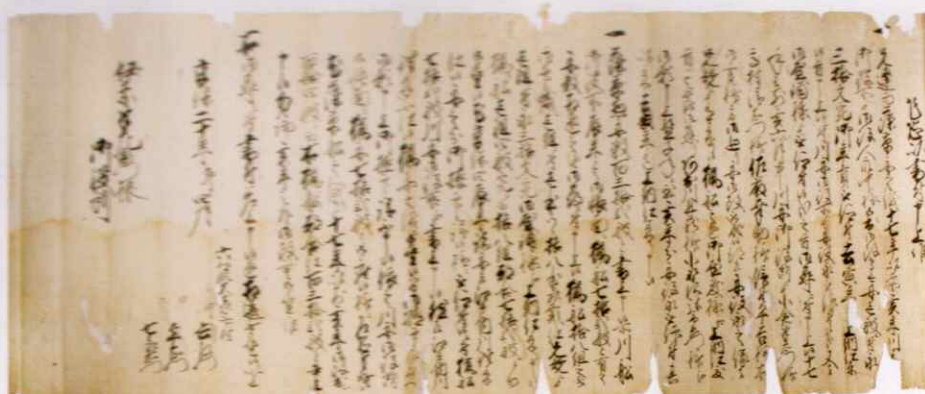
関東地域の 経済活動



1



3



2

1 (銭買置仕他国へ舟廻等致問敷候儀に付触請書)

武蔵国 豊島郡 角管村 渡辺家
正徳2(1712)年12月 一紙

銭を買い置き、(江戸から)川舟に積んで他国へ搬送することを禁ずる触書3通を承知した旨を、角管川の年寄以下が角管村名主傳右衛門に伝えた請書。諸方面へ出された同内容の触書3通を、名主から川年寄以下に伝えたのに対し、川年寄以下がそれに応えたものである。背景として、江戸が銭不足で銭相場が高値になってしまった一方で、この頃から在地で銭による取引がさかんになりつつあったことが窺える。

2 乍恐以書付申上候(舟役仰付書付)

武蔵国 荏原郡 三大森村 田中家
享保20(1735)年4月 一紙

六郷領大森3か村名主より関東郡代伊奈半左衛門に対し、藻草舟の数が132艘であることを確認した史料である。藻草舟は肥料にする藻草を採るための舟で、1艘につき「年貢」として永30文ずつ納めてきたとある。ここでも永勘定がみられるが、実際には金貨単位の永勘定で賦課した額を、時価の金銭相場で換算し、銭で納めたと考えられる。また、3か村で132艘もの藻草舟があったことから、この時期、肥料としての藻草の需要が相当あったことがわかる。

3 (封題) 伊奈右近将監様御役所江納候流作場御年貢并河岸問屋株運上永上納御請取

下総国 葛飾郡 三ツ堀村 増田家
寛政4(1792)年4月 綴

松平定信の治世の史料。田沼期以後、幕府は関東での舟運の隆盛・河岸問屋の収益に着目し、河岸問屋に運上金を課した。本史料はその皆済状に相当するもので、3枚綴で、寛政2年と4年の「本途河岸問屋株運上口永」、寛政4年の「本途浮役口永」(小物成)が永建てで計算されていたことがわかる。



4

4 覚（木場河岸にて材木舟賃請取に付）

武蔵国 豊島郡 角筈村 渡辺家
亥 1 月 21 日 一紙

深川木場河岸の船主相模屋平七から角筈村役人へ、材木の運賃を銭で 2 貫文受け取ったとする証文である。材木の荷出しは明後日、荷揚は小石川水道橋とある。材木の取引に銭が用いられていたことがわかる。



5

5 見沼筋河岸々々俵物江戸運送高書上控

武蔵国 足立郡 染谷村 守富家
天保 7 (1836) 年 豎帳

染谷村から見沼代用水を通じて荷物を津出しした記録である。麦、大豆、米といったところが主な荷物で、そのほか大角豆なども見られる。特に麦や大豆が多いのは、関東ロー層地質の同地域の特徴が出ており、それらが商品作物化していたことがわかる。輸送先の地名に、両国吉川町、柳橋、白銀町、浅草田原町など江戸の地名が確認されるとともに、足立郡前川村も頻繁に出てきており、在地—江戸間だけでなく在地—在地間の流通があったことも見逃せない。



6

6 覚（味噌等運送に付船賃請取）

武蔵国 葛飾郡 藤塚村 遠藤家
寅 12 月 14 日 一紙

江戸川の新宿河岸（現 埼玉県春日部市）問屋から藤塚村（同）遠藤雄四郎に宛てた、味噌小樽 1 本ほか封状計 2 包、風呂敷包 1 つ、餅米小俵 1 俵の船賃 116 文の請取である。これらがどこへ送られたかはわからないが、江戸川を使った輸送の状況の一端が垣間見られる。また、近世においては自給的性格が強かった味噌であるが、ここでは商品化されていたことがわかる。

大分県立図書館蔵

徳川幕府

徳川幕府

徳川幕府

徳川幕府

徳川幕府

徳川幕府

徳川幕府

徳川幕府

泉屋三右衛門

中川清三郎

海保玄蕃

岩崎玄蕃

富田玄蕃

竹川玄蕃

桑田玄蕃

三井玄蕃

三井玄蕃

三井玄蕃

大分県立図書館蔵

大分県立図書館蔵

大分県立図書館蔵

CURRENCY AND PEOPLE'S LIFE IN THE EDO PERIOD

The World of Paleography VI

徳川幕府
3組続書
冊
192

兒玉

文政十年

西河清書

亥十月

徳川幕府
3組続書
冊
134

寛政十二年申壬

申田清書

柳原小斎書